

安全計画書

I. 工事計画概要

1. 工事名称	〇〇保育園改築工事			
2. 工事場所	福岡市博多区〇〇1丁目100			
3. 工事種別	改築			
4. 建物概要	イ. 用途	保育園	ロ. 構造	鉄筋コンクリート
	ハ. 高さ	・軒の高さ 9.84m ・最高の高さ 9.93m		
	ニ. 階数	・地上 2階 ・地下 階 ・塔屋 階		
	ホ. 建築面積	635.6 m ²	ヘ. 延べ面積	1164.2 m ²
5. 昇降機・建築設備又は工作物の概要				

II. 仮使用承認部分

1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示		
2. 用途	保育園	3. 申請面積	概ね 1164.2 m ²

(注意) <前回仮使用承認有無> (無) ・有 平成 年 月 日 第 号
前回申請部分面積 m²

Ⅲ. 基本的な施工計画

1. 工事施工手順の概要（概念図）

図面に表示
(仮使用部分と工事部分を色分けし、区画等も明示すること)

2. 工事区画の位置及び構造

別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示

3. 工事工程

別添工事工程表を添付

4. 工事用資材の搬出入及びその管理方法

- ①別添図の如く工事施工範囲と使用している部分の区画を明確にする。
- ②仮使用部分には工事用資材を置かない。
- ③工事現場内の整理整頓を心がけ残材、ゴミ等は1日の作業終了後外部へ搬出する。

IV. 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等					
	種類	箇所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1. 避難施設等	イ. 廊下その他の通路	支障なし			
	ロ. 直通階段等	支障なし			
	ハ. 地下道等	該当なし			
	ニ. スプリンクラー設備等	該当なし			
	ホ. 排煙設備	支障なし			
	ヘ. 非常用照明装置	支障なし			
	ト. 非常用昇降機	該当なし			
	チ. 防火区画	支障なし			
2. その他の安全施設等	イ. 消防用設備等 (1. に含まれるものを除く)	支障なし			
	ロ. 非常用進入口	該当なし			
	ハ. その他				

V. 出火危険防止（火災発生のおそれのあるものに限る）			
	種類	集積又は設置方法	管理方法
1. 火気使用	ガス切断機	移動式専用カートへのポンベの固定、 非使用時の一定場所への収納	使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・取付け，有資格者証携帯の義務づけ，使用時の巡回・点検
2. 危険物等	イ. 危険物 塗材・接着剤	施錠できる平坦な場所に集積する。 必要量のみを開缶する。 高積み避ける。	集積場所，集積量を指定する。 集積場所に使用責任者名，集積物内容，量を表示する。 火気厳禁の表示をする。
	ロ. 可燃性工事用 資材 木材 壁クロス 断熱材	一定集積場所に散乱ないように整理する。	火気を遠ざけた一定集積場所を指定し，搬入数量を把握する。
3. 機械器具	該当なし		

VI. 防火管理体制

1. 火災予防対策

イ. 工事部分の対策及び組織

(工事部分における火災予防対策)

- (1) 火気を使用する場合は、その都度防火管理者に届出すること。
- (2) 火気を使用するの工事は、火花受け等の防護措置及び消火器等を準備し、実施すること。
- (3) 火気使用後の点検は、防火管理者が必ず実施し、防火管理者に報告すること。
- (4) 喫煙は指定された場所で行うこと。
- (5) 作業時間外に作業する場合、責任者の承認を得て行うこと。
- (6) その他、火災予防上必要な事項

	防火担当者	業務	火元責任者	業務
防火管理者 ○ ○	工事地区 工事監督 ○○○○	①防火管理者の補佐 ②作業現場のパトロール	工事地区 担当 ○○○○	①火気管理 ②作業現場の整理整頓 ③地震時の初動措置
○ ○	使用地区 ○○保育園 副園長 ○○○○	①防火管理者の補佐 ②火元責任者に対する指導監督	○○保育園 事務長○○○	①火気管理 ②消火器、非常口の維持管理 ③地震時の初動措置

(注) 防火管理者は、所有者側から選任することが望ましい。また、防火管理者を選任する必要のないものについては、防火担当者をしてその業務を行うこと。

(使用部分における火災予防対策)

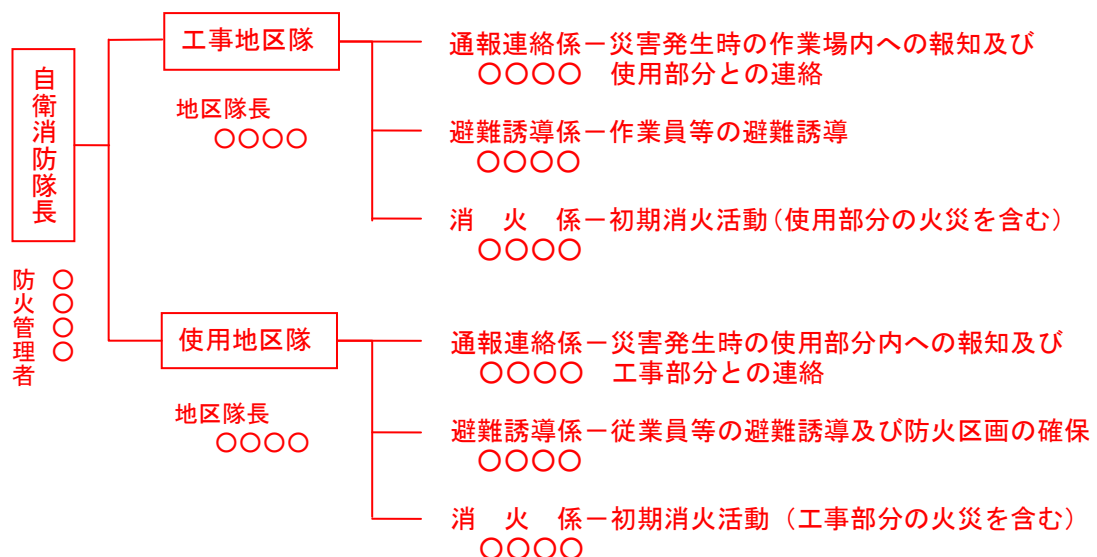
- (1) 火気器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 喫煙は、指定された場所で行うこと。
- (3) 火気使用機器は使用前、使用後の点検と安全確認を行うこと。
- (4) 工事部分との防火区画付近には、可燃物を放置しないこと。
- (5) その他、火災予防上必要な事項

2. 災害発生時の対策及び自衛消防組織

1. 火災発生時の対策

- (1) 火災が発生した場合は直ちに消防機関に通報し、次の任務分担により諸活動を行う。
- (2) 避難する場合は防火管理者が作成した避難経路図により行う。

2. 自衛消防組織及び任務概要



<p>3. 使用部分と工事部分の相互の連絡体制</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 防火管理者は、工事地区と使用地区の防火担当者との連絡会を毎月〇日に実施する。2. 工事部分と使用部分の日常における相互連絡は、内線電話により行い、緊急時には相互に設置された非常ベルにより事態発生 of 通報を行うこと。
<p>4. 教育・訓練の実施状況</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 防火管理者は、使用部分における従業員に対し、作業日程をその都度周知徹底し、防災意識を高める。2. 使用部分と工事部分の両者一体となった防災訓練を毎月〇回実施すること。3. その他の教育、訓練については、消防計画に基づき実施するものとする。